

平成22年鞍手町議会第2回臨時会会議録（第1号）						
平成22年4月16日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開会開議			副議長		
	平成22年4月16日 午後1時00分			日高直幸		
	閉会開議			議長		
	平成22年4月16日 午後3時28分			日高直幸		
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏名	出欠 の別	議席 番号	氏名	出欠 の別
	1	須藤信一郎	出欠	11	毛利喬	出欠
	2	原哲也	出欠	12	栗田幸則	出欠
	3	香原暹	出欠	13	宇田川亮	出欠
	4	星正彦	出欠			
	5	武谷保正	出欠			
	6	岡崎邦博	出欠			
	7	日高直幸	出欠			
	8	田中二三輝	出欠			
	9	久保田正之	出欠			
10	川野高實	出欠				
出席	13人					
欠席	0人					
欠員	0					
会議録署名 議員	12番	栗田幸則		13番	宇田川亮	

職出 務席	議会事務局長	長友浩一	出欠	議会事務局長補佐	久保田隆一	出欠
	町長	柴田好輝	出欠	会計収納対策課長	欠員	出欠
	副町長	古野和雄	出欠	建設課長	欠員	出欠
	教育長	山本喜久男	出欠	企画財政課長	本松吉憲	出欠
	総務課長	阿部哲	出欠	上下水道課長	欠員	出欠
	福祉人権課長	松澤守	出欠	病院事務局長	中野真路	出欠
	税務住民課長	熊井照明	出欠	教育課長	平瀬研一	出欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	原繁幸	出欠	保険健康課長	欠員	出欠
	出席者の 職氏名					
議事日程	別紙のとおり					
付議事件	別紙のとおり					
会議経過	別紙のとおり					

## 平成22年第2回鞍手町議会臨時会議事日程

4月16日 午後1時開議

### 第1号

- 日程第1 仮議席の指定
- 日程第2 議長選挙
- 日程第3 常任委員の選任
- 日程第4 議席の変更
- 日程第5 会議録署名議員の指名
- 日程第6 会期の決定
- 日程第7 直方・鞍手広域市町村圏事務組合議会議員選挙
- 日程第8 宮若市外二町じん芥処理施設組合議会議員選挙
- 日程第9 福岡県介護保険広域連合議会議員選挙
- 日程第10 福岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙
- 日程第11 議案第29号 専決処分の承認（鞍手町税条例の一部を改正する条例）
- 日程第12 議案第30号 専決処分の承認（鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第13 議案第31号 議会活性化等に関する調査特別委員会に係る委員定数について

平成22年4月16日（臨時会）

開議 13時00分

○副議長 日高 直幸君

只今から平成22年第2回鞍手町議会臨時会を開会します。

先ず4月11日に行われました町議会議員補欠選挙に於いて、須藤信一郎君、田中二三輝君の2名の方が当選されましたのでご紹介いたします。

ここでお二人から挨拶の申し出がありますのでこれを許可します。

○須藤信一郎君

初めまして須藤信一郎でございます。

選ばれました以上、鞍手町のためにしっかり頑張りたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○田中二三輝君

田中二三輝でございます。

しっかりと町民と町政、行政との繋ぎ役として、今後町民のために、また地域の発展を目指して活動が続けて行きたいと考えています。今後ともよろしくお願い申し上げます。

○副議長 日高 直幸君

以上で挨拶を終わります。

これより日程に入ります。

日程はお手元に配布のとおりです。

日程第1 仮議席の指定を行います。

今回の補欠選挙で当選されたお二人の議席は、只今着席の議席とします。

次に日程第2 議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

**（議場閉鎖）**

只今の出席議員数は13名です。

次に立会人を指名します。

会議規則第31条 第2項の規定により、立会人に原 哲也君及び香原 暹君を指名します。

投票用紙を配ります。

**（投票用紙配布）**

投票用紙の配布漏れはありませんか。

配布漏れなしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

投票箱を点検します。

**（投票箱点検）**

異常なしと認めます。

只今から投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

**○議会事務局長 長友 浩一君**

名前をお読みしますので、順次お願いいたします。

1 番 原哲也議員。2 番 香原暹議員。3 番 星正彦議員。4 番 須藤信一郎議員。5 番 武谷保正議員。6 番 岡崎邦博議員。7 番 田中二三輝議員。8 番 栗田幸則議員。9 番 川野高實議員。10 番 日高直幸議員。11 番 毛利喬議員。12 番 久保田正之議員。13 番 宇田川亮議員。

**○副議長 日高 直幸君**

投票漏れはありませんか。

投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。

原哲也君及び香原暹君は開票の立会をお願いします。

**(開票作業開始)**

**○副議長 日高 直幸君**

選挙の結果を報告します。

投票総数 13 票、有効投票 12 票、無効投票 1 票。

有効投票の内、香原暹君 4 票。日高直幸君 7 票。宇田川亮君 1 票。以上のとおりです。

この選挙の法定得票数 3.00 です。

よって日高直幸君が当選いたしました。

議場の出入口を開きます。

**(議場開場)**

**○議長 日高 直幸君**

一言ご挨拶を申し上げます。

只今、皆様方のご支援により、議長選任を賜りまして心から厚く御礼を申し上げます。

皆様方のお力添えとご協力を頂きながら、鞍手町の課題の克服と町民の福祉の向上を目指し、今後も執行部と議会が寄らず離れずの関係を保ちながら、耐えず町民目線でチェック機能を果たす議会運営に励み、町民の期待に添うよう全力で頑張りますので皆様のご指導とご協力をお願いしご挨拶といたします。ありがとうございました。

**(拍手)**

お諮りします。

副議長でした私が議長に就任いたしましたので、副議長の選挙の日程を追加し、追加日程第 1 として議題にしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

**(「異議なし」の声あり)**

ご異議なしと認めます。よって副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第1として議題にすることに決定しました。

追加日程第1 副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

**(議場閉鎖)**

只今の出席議員数は13名です。

次に立会人を指名します。

会議規則第31条 第2項の規定により、立会人に原哲也君及び香原暹君を指名します。

投票用紙を配ります。

**(投票用紙配布)**

投票用紙の配布漏れはありませんか。

配布漏れなしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

投票箱を点検します。

**(投票箱点検)**

異常なしと認めます。

只今から投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

**○議会事務局長 長友 浩一君**

名前をお読みしますので順次お願いいたします。

1番 原哲也議員。2番 香原暹議員。3番 星正彦議員。4番 須藤信一郎議員。5番 武谷保正議員。6番 岡崎邦博議員。7番 田中二三輝議員。8番 栗田幸則議員。9番 川野高實議員。10番 日高直幸議員。11番 毛利喬議員。12番 久保田正之議員。13番 宇田川亮議員。

**○議長 日高 直幸君**

投票漏れはありませんか。

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

原哲也君及び香原暹君に開票の立会いをお願いいたします。

**(開票作業開始)**

**○議長 日高 直幸君**

選挙の結果を報告します。

投票総数13票、有効投票13票。

有効投票の内、香原暹君5票。久保田正之君7票。宇田川亮君1票。以上のとおりです。

この選挙の法定得票数 3,255 です。よって久保田正之議員が副議長に当選されました。  
議場の出入口を開きます。

(議場開場)

只今、副議長に当選された久保田正之議員が議場に居られます。  
会議規則第 32 条 第 2 項の規定により当選の告知をします。  
副議長の久保田正之議員は、前に出てご挨拶をお願いいたします。

○副議長 久保田正之君

只今、副議長に当選しました久保田正之です。  
副議長の職務権限、職責等については謳っていませんが、副議長としての職務が発生すれば  
一生懸命務めて参りたいと思っております。今後ともよろしくお願いいたします。

(拍手)

○議長 日高 直幸君

次に進みます。  
お諮りします。  
私の議長就任に伴い、常任委員所属変更の件を日程に追加し、追加日程第 2 として議題と  
することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって常任委員所属変更の件を日程に追加し、追加日程第 2 として  
議題にすることに決定しました。

追加日程第 2 常任委員所属変更の件を議題とします。  
お諮りします。  
私の常任委員会所属を民生産業委員会から、総務文教委員会に変更することにご異議ありま  
せんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって私の常任委員会所属を民生産業委員会から、総務文教委員会  
変更することに決定しました。

この際、慣例により議長の常任委員辞任についてお諮りします。  
これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議長は総務文教委員を辞任することに決定しました。  
ここでしばらく休憩します。

休憩 13時27分

再会 13時37分

○議長 日高 直幸君

会議を再開します。  
日程第 3 常任委員の選任を議題とします。

今回の当選に伴い、常任委員の指名を行います。

お諮りします。

常任委員の指名については、委員会条例第5条の規定に基づき、須藤信一郎君は総務文教委員に、田中二三輝君は民生産業委員に指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって常任委員の選任については議長の指名どおり決定しました。

ここでしばらく休憩します。

休憩 13時38分

再会 13時50分

**○議長 日高 直幸君**

会議を再開します。

ここで柴田町長より挨拶の申し出がありますのでこれをお受けします。

町長。

**○町長 柴田 好輝君**

臨時会議会の開会にあたり一言ご挨拶申し上げます。

去る4月11日の町長選挙におきまして、議員の皆様を初め多くの町民の方々の暖かいご支援を賜り、2期目の当選をさせて頂き、その期待と付託に応えるために全力を傾注してまいります。

私は1期目の4年間には、福祉の向上と生活の安定を図るため8つの柱を掲げ、町政運営に全力で取り組んでまいりました。

2期目の町政運営に於いては、新たな行財政改革に取り組む上で、町民の皆さんとの協働により、共に知恵を出し合い、共に力を合わせて安心して暮らせるまちづくりを進めてまいります。そのためには行政評価等十分活用して、行財政運営の更なるレベルアップを図ることが必要不可欠だと考えております。

今こそ地方自治の原点に立ち返って、まちづくりの主役である町民の皆さんと共に考え、共に痛みを分かち合い、共に喜び合える分かりやすい町政運営が求められている時だと感じています。

赤ちゃんからお年寄りまでが安心して暮らせるまちづくりの実現に向けて、真摯に取り組む所存でありますので、ご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。

**○議長 日高 直幸君**

次に進みます。

日程第4 議席の変更を議題とします。

会議規則第3条 第2項及び第3項の規定により、お手元に配布しました議席表のとおり変更をします。

次に日程第5 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第117条の規定に基づき、議長に於いて12番議員 栗田 幸則君及び13番議員 宇田川 亮君を指名します。

次に日程第6 会期の決定を議題とします。

臨時議会の会期は本日1日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって会期は本日1日間に決定しました。

次に進みます。

日程第7 直方・鞍手広域市町村圏事務組合議会議員の選挙及び日程第8 宮若市外2町じん芥処理施設組合議会議員の選挙の2件を一括して議題とします。

選挙の方法は何れも地方自治法第118条 2項の規定によって指名推薦の方法で行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。

指名の方法は、議長が指名することとしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。従って議長が指名することに決定しました。

直方・鞍手広域市町村圏事務組合議会議員及び宮若市外2町じん芥処理施設組合議会議員に私、日高直幸を指名します。

お諮りします。

只今指名いたしましたとおり私を直方・鞍手町広域市町村圏事務組合議会議員及び宮若市外2町じん芥処理施設組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって私、日高が当選人と決定しました。

次に日程第9 福岡県介護保険広域連合議会議員の選挙及び日程第10 福岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙の2件を一括して議題とします。

選挙の方法は何れも地方自治法118条 2項の規定によって、指名推薦の方法で行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。

指名の方法については、議長が指名することとしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。従って議長が指名することに決定しました。

福岡県介護保険広域連合議会議員及び福岡県後期高齢者医療広域連合議会議員に、柴田好輝町長を指名します。

お諮りします。

只今議長が指名したとおり、柴田好輝町長を福岡県介護保険広域連合議会議員及び福岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。只今指名いたしました柴田好輝町長を当選人と決定しました。

只今福岡県介護保険広域連合議会議員及び福岡県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました、柴田好輝町長が議場に居られますので、会議規則第32条 第2項の規定により告知いたします。

次に進みます。

日程第11 議案第29号及び日程第12 議案第30号の2件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

#### ○町長 柴田 好輝君

日程第11 議案第29号及び日程第12 議案第30号は、地方自治法179条 第1項の規定に基づき、専決処分を行った条例改正に関する議案2件であります。

一括して提案説明を申し上げます。

日程第11 議案第29号は専決第1号 鞍手町税条例の一部を改正する条例であります。本条例改正は、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行例及び国税収納基金整理資金に関する法律施行例の一部を改正する、制令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が、平成22年3月31日にそれぞれ交付され、原則として同年4月1日から施行されることに伴い、鞍手町税条例の一部改正する必要が生じたため、地方自治法第179条 第1項の規定により専決処分をおこなったものであります。

改正の主な内容を申し上げますと、個人住民税関係では1、扶養控除の見直し、年少扶養親族に係る扶養控除の廃止。特定扶養親族の内、年齢16歳以上、19歳未満の者に係る扶養控除の上乗分の廃止。同居特別障害者加算の特例の見直し。65歳未満の者の公的年金に係る個人住民税の徴収方法の変更等であります。

固定資産税関係では1、課税標準の特例措置等の延長。新築住宅等に係る固定資産税の減額措置について。その対象資産の取得期限の平成22年3月31日が2年延長され、平成24年3月31日までとなったこと。その他として、地方たばこ税の税率の引き上げであります。

次に日程第12 議案第30号は専決第2号です。鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。

本条例改正は、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令及び国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部を改正する、制令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成22年3月31日にそれぞれ交付され、原則として同年4月1日から施行されることに伴い、鞍手町国民健康保険条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったものであります。

改正の主な内容を申し上げますと、基礎課税額に係る課税限度額について、50万円に3万円の引き上げ、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額についても、13万円に1万円の引き上げ。非自発的失業者に対する軽減措置の創設等が主な内容であります。

ご審議の上、ご承認の程よろしくお願いいたします。

○議長 日高 直幸君

これから質疑を行います。

議案第29号 専決処分の承認。鞍手町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑ありませんか。

宇田川議員。

○13番 宇田川 亮君

今回の見直し改正の主なものについては、特には扶養控除の見直しです。これは子ども手当の創設と、高校授業料の無償化に伴うものであると思います。

これによってどの位の減額、収入負担増になるのかと、対象者はどの位か分かりましたら教えて下さい。

○議長 日高 直幸君

税務住民課長。

○税務住民課長 熊井 照明君

お答えいたします。

16歳未満の扶養控除33万円が廃止になります。そのことにより単純な試算ですが、2046人の方が該当します。それに10%を掛けると6751万8千円。16歳以上19歳未満の特定利用の45万円が12万円減額され33万円の変更になります。その方が491人で、これは平成22年3月2日現在の人数です。これに住民税10%を掛けると589万2千円、合計で7341万円の増となる試算です。以上です。

○議長 日高 直幸君

宇田川議員。

○13番 宇田川 亮君

これは全体に関わる分で併せて7341万円と、それぞれ世帯によって高校生が居るか居ないか、16歳未満の子どもが居るか居ないかで変わって来ますが、例えば高校生が1人居られる方は、年間の負担増の実質部分はどのようになるのか。16歳未満の子どもと併せて教えて下さい。

○議長 日高 直幸君

税務住民課長。

○税務住民課長 熊井 照明君

ある方の分を例に上げて説明させていただきます。

23年度と24年度を比べさせていただきます。給与所得が365万2千円。23年度で行きますと扶養控除が10歳、17歳、19歳の方は、社会保険と生命保険料を入れまして控除が263万4286円。人的控除等も入れまして住民税の所得割が7万8700円。この方が平成24年度になりますと13万2700円になります。その増える額は5万4千円増える試算であります。以上です。

○議長 日高 直幸君

宇田川議員。

○13番 宇田川 亮君

世帯によって違うと思いますが、出来たら後で資料を頂きたいと思いますのでよろしくお願ひします。

○議長 日高 直幸君

他に質疑ありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第29号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第29号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に議案第30号 専決処分の承認。

鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑ありませんか。

宇田川議員。

○13番 宇田川 亮君

今回、これが限度額の値上げですが、これの対象者を教えて下さい。

○議長 日高 直幸君

税務住民課長。

○税務住民課長 熊井 照明君

平成21年度で試算しますと、医療分全体の限度超過世帯は68世帯あります。それが3万円を引き上げることになったことにより、限度超過世帯は56世帯になり、12世帯の方が対象となります。

内訳ですが、退職医療分で1世帯、一般医療分で11世帯、支援金の分ではありますが、12万円が1万円引き上げられることによりまして、超過世帯は73世帯から59世帯となりまして、14世帯の方が対象となります。

内訳は、退職支援金分で1世帯、一般支援金分13世帯となります。以上です。

○議長 日高 直幸君

宇田川議員。

○13番 宇田川 亮君

世帯の収入で言えば、どの位の方が、どの位の収入額になるのかというのを教えて下さい。

○議長 日高 直幸君

税務住民課長。

○税務住民課長 熊井 照明君

給与収入で試算しています。医療分の限度額が47万円から50万円に、支援金が12万円から13万円に引き上げられ、給与所得等の比較ということで、これは委員会の方で配布させていただきます。

給与収入で701万8999円の方は47万円、支援金が12万円です。これは給与収入で、一人で加入している方です。その方が今度50万円と13万円になりますが、給与収入が739万2999円の方が丁度限度額一杯になります。その差は給与収入で比較しますと37万4千円の差です。後は2人、3人とかを作っていますが、これは委員会の方でさせていただきます。これでよろしいでしょうか。

○議長 日高 直幸君

宇田川議員。

○13番 宇田川 亮君

もう1つお尋ねしたいのが、先程の提案説明でもありました、非自発的失業者に対する軽減措置の創設とありますが、この中身について教えて下さい。

○議長 日高 直幸君

税務住民課長。

○税務住民課長 熊井 照明君

非自発的な失業者というのは、非自発的な理由により離職した方ということで、雇用保険法23条 第2項に規定する特定受給資格者証、他雇用保険法13条 第3項に規定する特定理由離職者というふうにされています。

倒産、解雇等の理由によって、再就職の準備をする時間がなく離職を余儀なくされた方と、それ以外の方で期間の定めがある労働契約が更新されなかったこと、その他やむお得不い理由により離職した方。それ以下、正当な理由のある自己主張による離職した者と、いろいろあります。

軽減措置の中身は給与所得の30%とすることです。事業所得でなく給与所得を100分の30にして国民健康保険税を算定するということとなります。以上です。

○議長 日高 直幸君

他に質疑ありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第30号は民生産業委員会に付託したいと思ひます。  
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よつて議案第30号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

これより委員会審査のためしばらく休憩します。

休憩 14時14分

再会 15時21分

○議長 日高 直幸君

会議を再開します。

日程第12 議案第30号を議題とします。

本案は民生産業委員会に付託してましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。

宇田川民生産業委員長。

○13番 宇田川 亮君

民生産業委員会の議案審査報告をいたします。

議案第30号 専決処分の承認。鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

本委員会は、本日付託された上記の議案を審査の結果、原案を承認すべきものと決定したから、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 日高 直幸君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第30号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第30号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第30号 専決処分の承認。鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願ひます。

(挙手あり)

挙手多数です。よつて議案第30号は委員長の報告のとおり承認されました。

次に進みます。

日程第11 議案第29号を議題とします。

本案は総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。

岡崎総務文教委員長。

○6番 岡崎 邦博君

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第29号 専決処分の承認。鞍手町税条例の一部を改正する条例。

本委員会は、本日付託された上記の議案を審査の結果、原案を承認すべきものと決定したから、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 日高 直幸君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第29号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第29号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第29号 専決処分の承認。鞍手町税条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第29号は委員長の報告のとおり承認されました。

次に進みます。

日程第13 議案第31号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

香原議会運営委員長。

○2番 香原 暹君

議案第31号 議会活性化等に関する調査特別委員会に係る委員定数について、議会活性化等に関する調査特別委員会に係る委員定数を定めるものとする。

平成22年4月16日提出。

提出者 議会運営委員会委員長 香原 暹。

提案理由 議会活性化等に関する調査特別委員会に係る委員定数について、地方自治法 昭和22年法律第67号 第109条の2 第5項及び鞍手町議会会議規則 昭和62年鞍手町議会規則第1号 第13条 第3項の規定に基づき提出する。

○議長 日高 直幸君

お諮りします。

議案第31号は質疑・討論を省略して直ちに採決に入りたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第31号は質疑・討論を省略します。

これから採決を行います。

議案第31号 議会活性化等に関する調査特別委員会に係る議員定数について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第31号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これをもって平成22年第2回臨時会を閉会します。

**閉会 15時28分**

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長 日 高 直 幸

議員 宇田川 亮

議員 栗 田 幸 則